

エコビジネス推進協会「エコ商材認定制度」募集要領

1. 目的

C O P 2 1 においてC O 2 排出量削減のための法的枠組みや目標が決まり、今後はその実効性が求められるなか、日本においては環境技術での国際貢献と共に徹底した省エネ、特に削減余地が大きい家庭部門での取組が求められる。エコビジネス推進協会は経済活動や日常生活においてその品質やグレードを落とすことなく省エネを推進したり、環境改善することを志向する商材の普及促進を図る。

2. 制度概要

エコビジネス推進協会(以下「協会」という)が認定するエコ商材は一定の省エネや環境改善が見込まれる商材であり、有識者による審査委員会を経て認定される。

3. 認定までの流れ・・・別添参照

- ①エコ商材のメーカー若しくは代理店による推薦(様式1)もしくは既存にはないが、企画・開発中の商材や取り組み内容。
- ②規定フォーマットによる申し込みとその内容がわかるパンフや企画書を提出
- ③事前審査
- ④審査委員会(1回/年)
- ⑤審査委員会による認定、表彰
- ⑥協会HPに掲載、周知
- ⑦取り組みに応じては、京都大学からの技術提供・ファンド支援など

4. 認定のメリット

- ・無料でエコ商材として客観的な評価がされると共に協会を通じて広く告知される。
但し、売り上げに対する一定のフィーは必要(詳細は別途調整)
- ・産学連携により技術支援やファンドが得られる
- ・協会の営業支援・営業先紹介などの販促支援を受けることができる

5. 審査のポイント

①推奨基準

- ・企業のスタイルが明確
- ・ものづくりのスタイルが具体的
- ・消費のスタイルがエコにつながる
- ・企画・サービスがユニークで着目ポイントが環境改善につながる

②審査基準

審査の観点として理論的であること、将来性があること、コスト低減につながることを審査の観点として具体的には以下のとおりとする。

- a 現状の品質や生産性を下げずに省エネになる
- b. 〃 省CO2になる
- c.環境改善に大きく寄与する、環境負荷を大きく下げる。
- d.空気や水の浄化に寄与する。
- e.人々のエコ意識向上に寄与する。

6. 応募期間並びに提出先

(1)応募期間：平成28年2月1日～3月25日

(2)提出先：一般社団法人エコビジネス推進協会までメールにて送付してください。
パンフ、資料などはスキャンデータ送付のこと。

Eメールアドレス：kijima@eco-b.or.jp

7. 問い合わせ先

一般社団法人エコビジネス推進協会 「エコ商材認定」担当まで

大阪府中央区北久宝寺町1-4-10 大成合同ビル3F TEL 06-6261-5380

【参考】

◆エコマーク

様々な商品（製品およびサービス）の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベルです。このマークを活用して、消費者のみなさんが環境を意識した商品選択を行ったり、関係企業の環境改善努力を進めていくことにより、持続可能な社会の形成をはかっていくことを目的としています。

以上

「エコ商材認定申請書」

エコビジネス推進協会 御中

申請される企業様名【 】

商 品 名		
仕 様		
特 長 (30 文字以内)		
特許、実用新案等		
価 格		
使用方法		
審査項目への該当	①現状の品質や生産性を下げずに省エネになる *数値があれば記載 【 】	Yes .No
	② " 省CO2になる	Yes .No
	③環境改善に大きく寄与する、環境負荷を大きく下げる。	Yes .No
	④空気や水の浄化に寄与する。	Yes .No
	⑤人々のエコ意識向上に寄与する。	Yes .No
現物の写真等		
連絡先	部署・役職名[] 電話 Email	

エコ商材認定制度フロー

